

議案第 6 5 号

市川市介護保険条例の一部改正について

市川市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 7 年 2 月 1 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市介護保険条例の一部を改正する条例

市川市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「平成 2 4 年度から平成 2 6 年度まで」を「平成 2 7 年度から平成 2 9 年度まで」に改め、同条第 1 号中「2 5, 1 4 0 円」を「2 8, 6 2 0 円」に改め、同条第 2 号中「2 5, 1 4 0 円」を「3 8, 2 2 0 円」に改め、同条第 3 号中「3 9, 1 2 0 円」を「4 1, 4 0 0 円」に改め、同条第 4 号中「5 5, 9 2 0 円」を「5 0, 9 4 0 円」に改め、同条第 1 5 号中「1 3 4, 1 6 0 円」を「1 5 2, 8 8 0 円」に改め、同号を同条第 1 6 号とし、同条第 1 4 号中「1 2 8, 5 8 0 円」を「1 4 6, 5 2 0 円」に改め、同号を同条第 1 5 号とし、同条第 1 3 号中「1 2 3, 0 0 0 円」を「1 4 0, 1 6 0 円」に改め、同号を同条第 1 4 号とし、同条第 1 2 号中「1 1 7, 4 2 0 円」を「1 3 3, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「第 1 4 号イ」を「第 1 5 号イ」に改め、同号を同条第 1 3 号とし、同条第 1 1 号中「1 1 1, 8 4 0 円」を「1 2 7, 4 4 0 円」に改め、同号イ中「第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」を「第 1 4 号イ又は第 1 5 号イ」に改め、同号を同条第 1 2 号とし、同条第 1 0 号中「1 0 6, 2 0 0 円」を「1 2 1, 0 2 0 円」に改め、同号イ中「第 1 2 号イ、

第 13 号イ又は第 14 号イ」を「第 13 号イ、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 11 号とし、同条第 9 号中「95,040 円」を「108,300 円」に改め、同号イ中「、第 11 号イ」を削り、「又は第 14 号イ」を「、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 10 号とし、同条第 8 号中「89,460 円」を「101,940 円」に改め、同号イ中「、第 10 号イ」を削り、「又は第 14 号イ」を「、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 7 号中「83,880 円」を「95,580 円」に改め、同号イ中「、第 9 号イ」を削り、「又は第 14 号イ」を「、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「69,900 円」を「79,620 円」に改め、同号イ中「、第 8 号イ」を削り、「又は第 14 号イ」を「、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号中「63,180 円」を「70,080 円」に改め、同号イ中「、第 7 号イ」を削り、「又は第 14 号イ」を「、第 14 号イ又は第 15 号イ」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 63,720 円

第 5 条第 3 項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第 4 号ロ又は第 3 条第 5 号イ、第 6 号イ」を「、第 4 号ロ若しくは第 5 号ロ又は第 3 条第 6 号イ」に、「若しくは第 14 号イ」を「、第 14 号イ若しくは第 15 号イ」に、「第 4 号まで又は第 3 条第 5 号から第 14 号まで」を「第 5 号まで又は第 3 条第 6 号から第 15 号まで」に改める。

第 10 条第 2 項中「第 39 条第 1 項第 2 号」を「第 39 条第 1 項第 1 号ハ」に、「第 3 条第 2 号」を「第 3 条第 1 号」に改める。

第 12 条第 2 項第 1 号中「第 115 条の 45 第 1 項」を「第 115 条の 46 第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 8 条の 2 第 14 項」を「第 8 条の 2 第 12 項」に改める。

附則第 3 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則に次の１条を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第１４条第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第４条 法第１１５条の４５第１項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、その円滑な実施を図るための体制整備が必要であることを認め、平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間を行わず、同年４月１日から行うものとする。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成２７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ 改正後の市川市介護保険条例の規定は、平成２７年度以後の年度分の保険料について適用し、平成２６年度分までの保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険法に基づき平成２７年度から平成２９年度までの各年度の保険料率を定めるとともに、同法に規定する介護予防・日常生活支援総合事業を平成２８年４月１日から行うものとすることを定めるほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。